

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター  
施設無償譲渡に係る募集要項

平成 31 年 1 月 10 日

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

## 1 譲渡の趣旨

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター（以下、「センター」という。）は、平成5年に県、市町村、民間団体が共同で設立し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物処理センター」として全国で4番目にその指定を受け、平成12年より操業を開始している。

センター東予事業所では、市町村では処理困難な東予地域の下水道汚泥や焼却灰等を適正に処理するとともに、残渣物についても有効活用する「ゼロエミッション」を達成、また、硫酸ピッチや肉骨粉、廃農薬など処理困難物にも適宜対応し、平成22年度以降は微量PCB廃棄物の処理も開始するなど、循環型社会の先導的なモデル施設として業務を行ってきた。

しかしながら、社会情勢の変化による廃棄物量の減少や民間事業者の参入等により、当施設の社会的役割は一定の使命を終えていると言えるため、今回、民間企業への施設譲渡を行うものである。

本要項では、施設の無償譲渡を行うに当たり、優先交渉権者を決定するまでの手順等を規定するものである。なお、優先交渉権者の決定後は、優先順位ごとに個別の譲渡交渉を行い、最終的に譲渡先を1事業者を選定する。

## 2 譲渡施設について

### (1) 施設名称

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター 東予事業所

### (2) 施設等の管理者の名称

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター 理事長 服部 正

### (3) 施設等の概要

譲渡対象となる施設の概要は以下のとおりである。

|        |  |
|--------|--|
| 所在地    | 愛媛県新居浜市磯浦町 18-78   |
| 敷地面積   | 10,400m <sup>2</sup>   |
| 延床面積   | 3,006m <sup>2</sup>  |
| 着工     | 平成10年1月  |
| 供用開始   | 平成12年1月  |
| 総事業費   | 約60億円  |
| 焼却処理方式 | ①ロータリーキルン式焼却溶融炉：100t/24h（50t/24h×2炉）<br>②ローラーコンベア式連続炉方式加熱炉：28t/24h |
| 処理対象物  | 医療系廃棄物、固形物、汚泥、廃油、焼却灰、粗大ごみ、<br>低濃度PCB廃棄物（認定を受けたものに限る）               |
| 資源回収物  | スラグ、飛灰   |
| 供用期間   | 供用開始から20年間（平成32年1月）【地元協定】<br>※平成31年3月末で施設の稼働停止                     |
| 土地     | ・地番 新居浜市乙499番地5外8筆<br>・地目 山林、畑、雑種地<br>・面積 29,208m <sup>2</sup>     |

|         |   |
|---------|---|
| 施 設     | ①焼却・溶融施設（標準焼却能力：50t/24h×2炉）<br>・面 積：1,193m <sup>2</sup> （延床2,477m <sup>2</sup> ）  |
|         | ②加熱分離炉（標準焼却能力：28t/24h）  |
|         | ③汚泥乾燥設備   |
|         | ④助燃油タンク   |
|         | ⑤微量PCB汚染絶縁油タンク  |
|         | ⑧休養施設（面 積：649m <sup>2</sup> （延床1,033m <sup>2</sup> ））   |
| 特 記 事 項 | <p>①当該施設は、水質汚濁防止法の特定施設に該当するため、譲渡後、一定規模（3,000m<sup>2</sup>）以上の土地の形質変更を行う場合は、その変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると知事が認める時は、土壤汚染対策防止法第4条第3項の規定に基づく土壤汚染状況調査の実施が必要となる場合があります。</p> <p>②当該施設の進入口及び排水路出口付近の一部の土地（新居浜市磯浦町乙554番地3外4筆、447.15m<sup>2</sup>については、新居浜市の所有であるため、別途、新居浜市に対して、使用許可を受ける必要があります。</p> |

### 3 譲渡予定時期

平成31年7月1日（予定）

### 4 応募資格

法人の主たる所在地については、県内・県外は問わないが、次に掲げる要件をすべて備えること。

- (1) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条に規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の事例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）はなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) センターより指名停止を受けていないこと。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「廃掃法」という。）第14条第5項第2号イからへに該当しない者であること。

#### 《事業を継続する場合》

- (9) 廃掃法第15条の4において準用する廃掃法第9条の5の規定により、譲受け施設に係る、譲受け許可を受けることができる能力を有すること。
- (10) 県内に事務所を有しているか、事業の開始までに、県内に新たに事務所を設置すること。

#### 《譲渡の条件への適合》

- (11) 上記のほか、「5 譲渡の条件」に掲げる施設譲渡に係る条件を満たすことができる者であること。

### 5 譲渡の条件

施設譲渡に係る条件は次のとおりである。

#### (1) 資産の譲渡範囲等

東予事業所の建物、施設等及び土地一式

センター固定資産台帳に記載されている建物、建築付属設備、構築物等及び土地一式とする。

#### (2) 譲渡価格

譲渡価格は無償とする。

なお、事業を実施する上で必要となる投資（修繕・改修・更新等）は、譲渡先の責任で負担することとする。なお、専門家による物件の診断は行っていません。

譲渡する施設は、現状有姿で譲渡するものとし、隠れた瑕疵について、センターは一切の責任を負いません。

#### (3) 事業について

施設の譲渡に当たり、センターが現在行っている事業を継続するか否かは問わない。ただし、事業を継続しない場合にあつては、施設の解体・撤去についての計画を提示すること。なお、計画には施設の解体・撤去の時期を明記すること。

また、施設の解体・撤去後に新たな事業を実施する場合は、事業の内容に応じ、地元自治会（磯浦町連合自治会）との間で環境保全協定の締結等地域の理解を得る必要があること。

#### 《事業を継続する場合》

#### (4) 廃棄物処理法の許認可

産業廃棄物処理施設に係る許可については、事業譲受者が廃棄物処理法第15条の4で準用する第9条の5に基づく施設の譲受け許可の申請を行うことができるよう、必要な情報を提供するものとする。

また、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可については、別途、事業譲受者が許可を取得する必要があるが、現在、センターが取得している許可に係る申請情報を提供するものとする。

#### (5) 施設運営・管理に関すること

施設の運転に当たっては、法規制を遵守し、安全な運転管理に努めること。

#### (6) リスクコミュニケーションに関すること

- ①事業の実施に当たっては、地元自治会（磯浦町連合自治会）と環境保全協定を締結すること。また、施設の改良や新たな事業展開を行う場合にあつては、事前に地元自治

会への説明を行い、必要に応じて、新たに協定を締結すること。

②施設の運転、維持管理情報等は、ホームページ等を活用して公開に努めること。

(7) 県外産業廃棄物の受入れに関すること

県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとする場合は、愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成3年8月23日告示1288号）第7条の規定に基づく、県外産業廃棄物処理事前協議書を愛媛県知事に提出し、協議を行うこと。

(8) 事業廃止後の対応

事業廃止後は、直ちに施設等の解体・撤去を適切に行うこととし、事業計画において撤去時期等を明示すること。

なお、第三者に施設を売却した場合、売却先に施設の解体・撤去の義務は引き継がれるものとする。

(9) その他

譲受け施設について、当該施設の効果的な運用を図るため、施設の改良を行うことができるものとする。

また、中間処理施設に関連する新たな事業展開については、法令上の要件を踏まえることにより、実施することができるものとする。

《事業を継続しない場合》

(10) 施設の撤去について

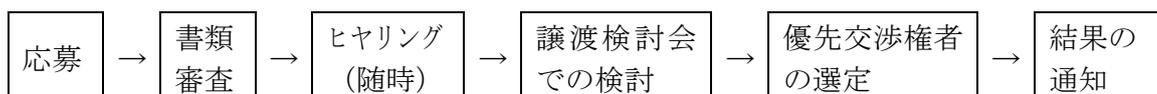
施設の解体・撤去を行う場合は、適切に行うこと。

## 6 選考方法と結果公表について

(1) 優先交渉権者の選定は、学識経験者等で構成された「センター譲渡検討会」で、提案内容について、総合的に検討を行い、センターが決定する。

(2) 選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知する。（平成31年5月上旬予定。）

(3) なお、審査結果によっては、優先交渉権者が選定されない場合がある。



※優先交渉権者として選定された場合、「センター譲渡検討会」で指定された事項（改善が必要なもの）については、必ず改善を行うこと。

## 7 募集及び選定のスケジュール

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| (1) 募集要項の配布・公募開始 | 平成31年1月10日（木）以降           |
| (2) 参考資料の閲覧      | 平成31年1月15日（火）から同年3月8日（金）  |
| (3) 質問の受付        | 平成31年1月15日（火）から同年2月22日（金） |
| (4) 質問に対する回答の送付  | 平成31年3月8日（金）まで            |
| (5) 公募申込書提出期限    | 平成31年3月26日（火）             |
| (6) 書類審査         | 申込書受付後                    |
| (7) ヒヤリング        | 書類審査終了後、随時実施              |
| (8) 譲渡検討会        | 平成31年4月下旬                 |

(9) 審査結果の通知 平成31年5月上旬

(優先交渉権者の決定)

※優先交渉権者の決定後は、順位ごとの個別に交渉を行い、最終的に譲渡先を選定する。

(10) 譲渡契約の締結 平成31年7月1日(予定)

## 8 募集に関する事項

### (1) 募集要項の配布

①配布時期：平成31年1月10日(木)以降

ただし、土・日曜日・祝日は除きます。

②配布時間：8時30分～17時15分(12時00分～13時00分を除く)

③配布場所：一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター 事務局

(愛媛県庁循環型社会推進課内：愛媛県松山市一番町四丁目4番地2)

### (2) 参考資料の閲覧

別紙1の参考資料の閲覧を希望する者は、様式1-1号により閲覧の申込みをした上、センターの指定する閲覧日に、様式1-2号を提出すること。

①閲覧期間：平成31年1月15日(火)から同年3月8日(金)

ただし、土・日曜日・祝日は除きます。

②閲覧時間：午前(9時00分～12時00分)

午後(13時30分～16時30分)

③閲覧場所：一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所 2階会議室

(新居浜市磯浦町18-78)

④閲覧にあたっての留意事項

ア 閲覧は、午前又は午後の3時間を1単位とする。

申込みの状況によっては、センターが閲覧スケジュールの調整を行うことがあるので留意のこと。

イ 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。

ウ 閲覧にあたっては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録機器の使用は可能とするが、コピー機等の機材は閲覧者が用意すること。

エ 閲覧への参加者は5名以内とする。

閲覧にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

### (3) 質問の受付

①受付期間：平成31年1月15日(火)から同年2月22日(金)

ただし、土・日曜日・祝日は除きます。

②受付時間：8時30分～17時15分(12時00分～13時00分を除く)

③質問の方法：様式2号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

これ以外の方法(電話、口頭等)による質問は受け付けない。

提出にあたって使用ソフトは「Microsoft Word」(Windows版)とする。

### (4) 質問に対する回答の配付

募集要項の内容に関する質問に対して、回答書を、以下の通り配付する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

①送付日時：平成31年3月8日（金）午後5時まで。

②回答方法：その都度、質問者に対してメールにて回答する。

※全質問は、3月13日（水）までに、全申込者にメールにて回答する。

なお、3月13日（水）以降、公募申込書を提出した企業にはその時点で回答する。

#### (5) 公募申込書の提出

①提出期限：平成31年3月26日（火）まで（時間厳守）

※期限内に提出がない場合は公募に参加できないので注意のこと。

②提出時間：8時30分～17時15分（12時00分～13時00分を除く）

③提出場所：一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター 事務局  
（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）

④提出方法：必ず提出場所に持参のこと。

## 9 応募に関する事項

### (1) 提出書類

①公募申込書提出時は、以下の書類を提出すること。

ア 様式3号：公募申込書

イ 様式4号：施設譲渡に対する提案書

エ 法人に関する書類

a 定款・会社概要・事業実績

b 法人登記事項証明書

c 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

d 印鑑証明書

e 産業廃棄物処理業の取得リスト及び許可証の写し。

②提出のされた書類の内容変更及び書類の追加はできない。

（軽微な変更を除く。ただし、「施設譲渡に対する提案書」についての修正は一切認めない。）

③提出された書類は返却しない。

④提出部数は、8部（正本1部、副本7部）。

なお、副本は正本のコピー可（原本証明は不要）。

### (2) 提出方法及び提出場所

①提出方法：持参とし、その他の方法は認めない。

②提出場所：一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター 事務局  
（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）

### (3) 応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は応募する法人の負担とする。

(4) 留意事項について

- ① 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなす。
- ② 1つの公募に対して、複数の提案はできない。
- ③ 法人の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ④ 提出された書類は全て返却しない。
- ⑤ 追加資料を依頼する場合があるが、それに応じること。
- ⑥ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて提出すること。

## 10 禁止事項と欠格事項等について

- (1) 譲渡検討会の前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく不適とする。
  - ・ 譲渡検討会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
  - ・ その他近隣住民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- (2) 書類の提出後（譲渡検討会の検討まで）は、次に該当する場合、審査を行うことなく不適とする。
  - ・ 提出された種類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
  - ・ 重要な事項の変更があった場合
  - ・ その他近隣住民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- (3) 譲渡検討会で検討し、優先交渉権者に選定された後に、次に該当する場合、審査結果に関わらず、不適とする。
  - ・ 提出された種類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
  - ・ 重要な事項の変更があった場合
  - ・ その他近隣住民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- (4) 優先交渉権者に選定後、「4 応募資格」に掲げる条件を満たさないことが判明した場合は、決定を取り消すことがある。

## 11 その他（個別の譲渡交渉）

優先交渉権者の決定後は、優先順位ごとに個別の譲渡交渉を行い、最終的に譲渡先を1事業者に選定する。なお、個別交渉の方法やスケジュールなどについては、優先交渉権者に別途通知する。

## 12 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第一別館5階

電話 089-912-2356 FAX 089-912-2354

担当 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター 事務局 二神、西山

E-mail [junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp](mailto:junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp)

※提出書類の様式（Word）の希望者は、電子メールで上記アドレスまで申し出ること。

## 募集要項 参考資料 一覧

| 項 目  |
|--|
| I センター運営関係                                 |
| 1 資産関係                                     |
| (1) 固定資産台帳                                 |
| (2) 備品台帳                                   |
| (3) 土地・建物関係（登記事項証明書等）                      |
| 2 センター規程集等                                 |
|  |
| II 施設・運転関係                                 |
| 1 施設・運転関係                                  |
| (1) 施設完成図書                                 |
| ・平面図、立面図、機器リスト、竣工図等                        |
| ・取扱説明書                                     |
| 2 点検・整備関係                                  |
| (1) 修繕関係資料（平成 28 年～29 年度及び 30 年度（12 月末まで）） |